

★助成金申請を検討される事業者の皆様へ  
申請の前に、以下事項のご確認をお願いします。

## 新宿区公衆喫煙所整備費助成金 確認事項

助 成 対 象 者	
区内の建物若しくは土地を所有する者、又は区内の建物若しくは土地を使用する者で公衆喫煙所を設置することについての所有者の同意が得られている者	
国、独立行政法人、地方公共団体以外の者	
自己又は自社の代表者、役員、使用人その他の従業員若しくは構成員が、新宿区暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者に該当しない者	
営業に関して必要な許認可等を取得していること	
区に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと	
過去に国・都道府県等から助成事業の交付決定の取消し等を受けていない、又は法令違反等の不正の事故を起こしていないこと	
民事再生法、会社更生法又は破産法に基づく申立、手続中、又は私的整理手続中など事業の継続性について不確実な状況が存在していない、会社法第472条の規定により休眠会社として解散しているものとみなされていないこと	

設 置 等 要 件	
屋 内 ・ 屋 外 共 通	公衆喫煙所の設置場所が、新宿区内であること
	健康増進法第28条第5号に定める第一種施設(学校、病院、児童福祉施設等)に該当する場所でないこと
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業及びこれらに類する事業を営む施設に設置するものではないこと
	設置予定公衆喫煙所の床面積が概ね5平方メートル以上であること
	一般に開放すること
	無料で利用できること
	概ね1日8時間以上かつ週5日以上運営すること
	望まない受動喫煙を生じさせることがないように十分な措置をとること
	区が指定する場所に、区が指示する内容を記載した案内表示をすること
	公衆喫煙所の名称、所在地等を新宿区ホームページ等に掲載し、広く一般に周知することが出来る状態にあること
	助成金交付の日から少なくとも屋内・屋外コンテナ型は5年間、屋外パーテーション型は10年間は継続して公衆喫煙所の運営を行うこと
	法令に抵触せず、公序良俗に反しない形態及び運営であること
	公衆喫煙所の設置等について、あらかじめ近隣の居住者、テナント、町会、商店会等に周知し、理解が得られていること
本助成事業に係る経費について、国・都道府県・その他事業者等から補助金その他の財政的支援を受けていないこと	

※裏面もご確認ください

設置等要件	
屋内型	給気のために必要な開口部を除き、床面から天井まで達する壁等によって非喫煙区域から空間的に分離され、専ら喫煙のために利用される室であること
	給排気設備を設け、屋外排気とすること
	出入口に扉を設置し、常時開放しないこと
	公衆喫煙所の出入口で、室外から室内に流入する空気の気流が0.2メートル毎秒以上である等、法令等で規定する基準を満たしたものであること
屋外型	近くを通行する者等に容易に受動喫煙を生じさせることがないよう、コンテナやパーテーション等で非喫煙区域から区画されており、専ら喫煙のために利用される場所であること
	建物の入口や窓、人の往来が多い区域から可能な限り離して設置する等、周囲の状況に配慮すること
	コンテナ型については、排気口は、天井近くの高い位置とし、人通りの少ない場所に向いていること。
	コンテナ型については、給気口(出入口と兼ねることも可)は、排気口の反対側に設置されていること。
	パーテーション型の壁については、一定程度の高さ(2.5メートルから3メートル程度)があること。
	パーテーション型については、出入口に方向転換のためのクランクを2か所以上設置すること(クランク部分の面積を除き、概ね5平方メートル以上の床面積を確保していること。)
	パーテーション型については、四方の壁の下部に、給気用の隙間(10センチメートルから20センチメートル程度)があること。

その他確認事項
助成金を受け取るためには、区の定める事業実施期間内に助成事業に係るすべての工事・支払等が完了するとともに、指定された期限までに、区が行う検査に合格し、かつ実績報告書及び請求書を、区に提出しなければならないことを理解していること
公衆喫煙所の設置等及び運用に当たって、消防法、建築基準法等の法令に係る必要な手続きを済ませていること
助成事業完了後、屋内・屋外コンテナ型は5年以内、屋外パーテーション型は10年以内に転出・廃業等で取得財産を処分する場合は、助成金に係る規定により計算された金額を区に返納することを承知していること
本助成事業において設置した公衆喫煙所に対する苦情等については、自ら責任をもって対応しなければならないことを承知していること